

令和 3 年度  
鹿児島市立小学校児童の  
いじめの事案に関する  
調査報告書

令和 5 年 5 月 8 日  
鹿児島市いじめ問題等調査委員会

## 目 次

第 1 はじめに .....	2
第 2 本事案の発生と調査委員会への諮問 .....	2
1 本事案の発生 .....	2
2 調査委員会による調査の経緯 .....	3
3 調査委員会の構成など .....	3
第 3 事実経過 .....	3
1 学校におけるいじめ予防や対応の体制について .....	4
2 平成 30 年度（A の小学校 3 年生次） .....	6
3 令和元年度（A の小学校 4 年生次） .....	7
4 令和 2 年度（A の小学校 5 年生次） .....	8
5 令和 3 年度（A の小学校 6 年生次） .....	10
第 4 いじめ重大事態に関する調査結果 .....	19
1 いじめに関する事実判断 .....	19
2 重大事態の判断 .....	20
3 学校の対応について .....	21
4 教育委員会の対応について .....	34
第 5 支援方策及び再発防止に向けた提言 .....	39
1 学校への提言 .....	39
2 教育委員会への提言 .....	47
第 6 おわりに .....	50
【調査委員会 委員名簿】 .....	52
【調査審議の日程】 .....	52
【関係資料】 .....	54

## 第1 はじめに

当鹿児島市いじめ問題等調査委員会（以下「当調査委員会」という。）は、鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例1条により設置された組織である。

当調査委員会の目的は、重大な事故（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項に規定する重大事態を含む。）に対処し、いじめの事実の全容解明・いじめ事案への対処・同種事案の再発防止にあるところ、当調査委員会は、令和4年4月18日、鹿児島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から「鹿児島市いじめ問題等調査委員会による調査・審議について（諮問）」の諮問を受け、本件鹿児島市立小学校（以下「学校」という。）における本件いじめ事案（以下「本事案」という。）におけるいじめの事実の有無等についての調査、並びに学校及び市教育委員会の対応の検証等を行い、いじめの再発防止に向けた提言等を行うこととした。

## 第2 本事案の発生と調査委員会への諮問

## 1 本事案の発生

学校の女子児童（以下「A」という。）は令和4年2月 [REDACTED] 日、自宅において、自室のノートにいじめを訴えるメモを残し、[REDACTED] 自殺を図った。しかし、幸いにも、[REDACTED] Aは一命を取り留めた。

その後、令和4年3月[ ]日、市教育委員会に対し、Aの保護者から代理人弁護士を通じて、いじめの重大事態としての調査の申入書（以下「本件申入書」という。）が提出された。

本件申入書によれば、Aは3年生の頃からいじめ行為を受けていたとのことであり、Aの自殺未遂がいじめ行為に起因する疑いがあるとして、法28条1項に規定する重大事態としての調査が要請されたものである（いじめ行為等の有無の判断等を含め当調査委員会が認定した具体的な事実に

については第3以下で述べる。)。

## 2 調査委員会による調査の経緯

本件申入書においては、第三者委員会による調査が要望されていたが、一方で、同書で加害児童として名前が挙げられていた7名の児童や、同級生はいずれも当時6年生で学校卒業を間近に控えていたことから、少なくとも6年生に対しては卒業前に聞き取り調査等の一定の調査を行うことが要望されていた。

そこで、学校は、令和4年3月に、加害児童として名前が挙げられていた児童からの聞き取り、当該学校に所属していた全職員からの聞き取り、Aと同学年の児童に対して郵送でのやり取りによるアンケートを実施し、それを基に基本調査結果を市教育委員会に報告した。

そして、市教育委員会は、令和4年4月18日、当調査委員会に対し、本事案を諮問した。

## 3 調査委員会の構成など

当調査委員会は、本事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない学識経験者2名、弁護士1名、精神科医1名、臨床心理士1名、警察官OB1名で構成され、本事案については、当初から臨時委員として学識経験者1名、弁護士1名、社会福祉士1名が加わり、同3名が主に調査を担当した。

そして、当調査委員会は、令和4年6月から関係資料の精査や関係者に対する聞き取りを行うとともに、本事案に係る事実関係やいじめ防止の対策などについて調査審議した。

## 第3 事実経過

女子児童A、同じクラスの児童ら、保護者、及び学校関係者からの聞き取り、並びに学校及び市教育委員会が保有する各資料をもとに、当調査委

員会が把握した本事案における事実は以下のとおりである。

## 1 学校におけるいじめ予防や対応の体制について

### (1) 組織体制と学校全体の取り組み

ア [REDACTED]

学校が発行している「いじめ防止の基本方針」「いじめ防止の基本方針について」という名称の資料によれば、学校におけるいじめ予防や対応に係る組織体制としては、いじめ防止対策推進委員会が「[REDACTED]」という名称で運用されている。

同委員会の構成員は、校長、第一教頭、第二教頭、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭、生活指導部員、関係学級担任、必要に応じて他の教職員などが挙げられている。

校務分掌組織表では、教育相談係と生活指導部員は、生徒指導主任の配下に位置づけられている。実務上は管理職及び生徒指導主任が指揮を執り、同委員会が運用されていたことが推認される。

同委員会は、PTAや地域関係機関との連携をはじめ、いじめの未然防止・早期発見・早期解決など、学校内部での実働を担っている。

特に、病気や経済的な理由を除いて欠席日数が年度累計30日を超えた児童は、不登校児童に該当し、月に1度開催される同委員会の議題に取り上げられ、同委員会構成員並びに関係教職員によって対応の方向性や具体的な対応方法が議論されていた。

イ [REDACTED]

学校では、一部の教職員で構成される「[REDACTED]」のはかに、全員参加の「[REDACTED]」も定期的に運営されている。

同会は、職員室においていわゆる職員会議のような形式をとり、各教職員が児童に関して相互に情報を共有し、相談しあうことで、得られた助言や知見をその後の対応に役立てることが趣旨である。

ウ [REDACTED]

学校では、主にいじめの早期発見を目的として、「[REDACTED]」という名称のアンケート調査が取り組まれている。

この調査は、教育相談係の教職員によって毎回作成され、学期に1度、児童に用紙が配布され、記名式で回答させた後に回収される。

回収後は、再び教育相談係の教職員によって集計され、悩みごとや困りごとが記述されたり、ネガティブな回答が書かれたりした場合に、[REDACTED]等に議題として挙げられ、対応が議論される。

## (2) 個々の教職員が取り組むこと

上記の組織体制と学校全体の取り組みのほかに、個々の教職員は次のようなことに取り組んでいる。

- ・児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努める。
- ・日々の授業や学級経営を重視し、わかりやすい授業づくりや、児童が互いに助け合う集団づくりの工夫を行う。
- ・道徳や学級活動を重視し、「正義や公正さを重んじる心」や「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連の中で、自尊感情を高める取り組みを行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、情報モラルの指導を計画的に行う。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することができないよう細心の注意を払う。
- ・児童理解の時間を毎週の学年会や職員会議などに設定し、情報の共有化を図る。
- ・職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ・「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」を中心に、適宜児童がいじめの問題について考える時間を設定する。

当該学校は、基本的に各学年の学級数が5クラスあり、多い学年で

は6クラスある、規模の大きい学校であるが、授業自体の成立に支障をきたすなどの困難さがあるいわゆる“荒れた学校”というわけではない。上記各取り組みが、厳密にどの程度行われていたのかという量的なデータについては、そもそもデータ自体が採取されていなかったり、児童の個人情報を含む資料は即時破棄されていましたことから、調査における確認は困難であった。

しかし、学校発行の資料や各教員への聴取をもとに、学年会や等の組織が存在し運用されていたことと、や情報共有等の学校全体及び各教職員による取り組みが一定程度行われていたことを確認した。

## 2 平成30年度（Aの小学校3年生次）

- (1) 学校が令和4年3月日にAの同学年児童全員に要請したアンケート調査（以下「本件アンケート」という。）の結果及びAから聴取したところによれば、Aはクラス内で騒いでいる同級生に注意をすることがあり、注意をした対象の同級生らから、突っかかるような物言いや、Aのことを馬鹿にするような発言を受けるようになった。
- (2) 本件アンケートの結果及びAとその保護者から聴取したところによれば、2学期から3学期のころ、教室にあったAの筆箱が無くなる事件が発生した。後日、筆箱は学校のトイレの中で見つかった。すなわち、何者かがAの筆箱をトイレに隠した可能性が強く推認される。筆箱はAの誕生日の際に、Aの親からプレゼントされたものであり、Aのショックは大きかった。

なお、当時の担任等の学校関係者もこの事件の発生は認識していたはずである。しかし、既に4年ほど前のことであり、当時の学校関係者の記憶は特に残っておらず、筆箱をトイレに隠した加害者の特定ができたのか、及び学校から加害者への指導がなされたかは不明であった。ただし、A及びその両親には加害者の心当たりの人物としてBが

いた。

- (3) A及びその保護者から聴取したところによれば、2学期から3学期のころ、学校でAの上履きが無くなる事件が発生した。上記の筆箱と同様、何者かがAの上履きをどこかに隠した可能性が強く推認される。

Aは、当時の学校関係者にそのことを伝えたが、結局、Aの上履きは見つからず、上履きを隠した加害者の特定等もできなかつた。そこで、Aは、上履きを自費で新しく買い替えざるを得なくなってしまった。

なお、本件についても当時の学校関係者の記憶は特に残っておらず、上履きを隠した加害者について学校関係者による特定調査等がなされたかどうかは不明であった。

### 3 令和元年度（Aの小学校4年生次）

- (1) 学校では学年が変わるとたびにクラス替えがあることから、クラスのメンバーは変わつたが、本件アンケートの結果及びAから聴取したところによれば、やはりAは同級生から「ウザイ」などの悪口をたたかれることがあつた。
- (2) また、当調査委員会による調査に先行して実施された学校基本調査（以下「先行調査」という。）の結果に表れているAが当時の担任に申し出たとされている話の内容、及びAから聴取したところによれば、Aが音楽室に行くときに、たまたま4年次は別のクラスになつていたBから、Aが眼鏡をかけていたことを揶揄するようなことを言われた。

Aはこのことについて担任に相談した。しかし、学校基本調査の結果及び当時の担任から聴取したところによれば、担任は、BがAの述べる事実を否定していたため、再度Aに確認したところ、Bからされたことは過去のことであったかもしれないとAから聞いたとのことである。そのため、担任はBに対して強い指導は行わなかつた。ただし、担任は、AがBに苦手意識をもつてゐることは認識し、Bに対し、

「Aに優しくしてね、嫌なことを言わないでね」といった趣旨のこと を伝えた。

- (3) 上記(1)(2)で述べたようなこと等があったために、Aは学校に行きづ らくなり、4年次から登校できない日が増えてきた。

4年次についての欠席等をした日の具体的な日付の記録は残って いないが、学校の記録上、4年次の欠席日数は30日、遅刻日数は1 9日、早退は5日に及んでいる。

- (4) 担任は、3年次の担任から引き継ぐはずの事項が何も引き継がれて いなかつたため、2(2)ないし(3)で述べた筆箱や上履きを隠された事件 については知らなかつた。

学校や担任は、3(2)で述べたように、AとBに関するトラブルにつ いては本人からの申し出もありBに対して指導を講じた。

Aの保護者は、市教育委員会青少年課教育相談室（以下「教育相談 室」という。）に電話相談3回（令和元年10月■日、令和2年1月 ■日、同年2月■日）、来室による面談3回（令和元年10月■日、 令和2年1月■日、同年2月■日）を行っている。

教育相談室の相談票によれば、3(1)であげた悪口については、4年 生になってすぐ同級生男子から悪口を言われ担任に相談し指導して もらつた。ただ、その指導の具体的な内容までは記録がなかつた。1 0月になって席替えで同級生男子3名から、内容までは記録がなかつたが、悪口を言われた。こうした経緯のもと、登校が怖くなり登校で きない日が増えてきたAとAの母親は、学校に登校できるようになり たい、克服方法を相談したいと考え、教育相談室を訪問し、相談を継 続的に行った。

#### 4 令和2年度（Aの小学校5年生次）

- (1) クラス替えによって、Aは再びBと同じクラスになった。学校関係 者に聴取したところによれば、クラス替えを検討する際に、AとBと

の間でトラブルがあったことや、AがBに苦手意識をもっていることについての引き継ぎはなされていなかった。

- (2) 本件アンケートの結果及びAから聴取したところによれば、AはBとはあまり関わらないようにしていたこともあり、Bから悪口や揶揄するようなことを言われることはあまり無くなつたが、一方で他の同級生から、ぶりっ子などと悪口を叩かれたり、教室に遅れて参加した際に「給食だけ食べに来た」と揶揄されたりするようなことがあった。
- (3) そのような状況であったため、Aはやはり学校に行きづらい状況であり、学年を通じて全般的に欠席等が多かった。

学校の記録上、病欠として登録された欠席が21日、「新型コロナ感染予防」による出席停止として登録された欠席が46日、遅刻が27日、早退が3日に及んでいる。

なお、5年次の途中からは登校できた際も保健室登校を行うことも出てきた。

- (4) 担任は、Aとの日常的な会話や相談を行う中で、4年次にBとのトラブルがあったことや同級生から悪口があったこと、3年次に筆箱を隠された事件があったことなどを知った。

Aが5年生であった期間に欠席が続いた際には、担任が週に1～2回程度家庭訪問を行った。

また、学校によれば、教室登校だけでなく、保健室登校から徐々に復帰していく案もA本人や保護者へ話をする中で提案したことである。

さらに、[REDACTED]や[REDACTED]にも報告が挙がり、情報共有を行ったようであるが、会の記録は個人情報やプライバシーの保護のため、基本的にすぐに処分されており、調査委員会が入手することはかなわなかった。

Aの保護者は、教育相談室に電話相談3回（令和2年4月[REDACTED]日、同年5月[REDACTED]日、令和3年12月[REDACTED]日）、来室による面談1回（令和

2年5月 [ ] 日)を行っている。

## 5 令和3年度（Aの小学校6年生次）

### (1) 1学期

Aは、学年も替わったことを機に、学校での生活について前向きに頑張ってみようと思うようになった。

また、1学期の間は、Aに対して悪口を言う等の同級生からのいじめ行為は確認されていない。

そのため、Aも1学期の間は、保健室登校も無く、全登校日において教室へ登校することができた。

Aが学校生活に意欲的・積極的に頑張る状況を見てきた担任は、1学期終業の時点で、Aに対する心配がなくなったと思うようになった。

### (2) 2学期開始から令和4年2月 [ ] 日まで

#### ア Aの登校状況

(ア) Aは2学期以降も頑張って登校する意気込みであったが、Aから聴取したところによれば、令和3年9月 [ ] 日の2学期開始早々、C・D・EらがAの悪口を言っているのが聞こえたことにショックを受け、再び学校に登校できないことが多くなってしまった。

なお、2学期以降は、学校の欠席理由が「コロナ感染予防」として記録されている日もある。Aの母の供述によれば、Aの

[ ] という事情があったところ、

この点、学校側の説明によれば、学校側は、Aの欠席が続い

ていた理由は、Aの保護者の申出に基づき新型コロナウイルス感染防止のためのものであるという認識を持っていたようである。

なお、学校保有の資料によって、Aが小学校6年生の間に欠席していた日の特定をすることは可能であった。しかし、どの日が「コロナ感染予防」を理由とする欠席扱いとされ、どの日がそれ以外の理由による欠席扱いとされていたのかについては、資料及び関係者からの聴取によっても特定することはできなかった。

しかし、実際は、[REDACTED]にかかわらず、Aが同級生から言われた悪口等が、Aが登校できなくなってしまった原因であった。

- (イ) 令和3年9月2日以降、同月27日までにAが登校できたのは、1~2日のみであった。
- (ウ) 同月28日から同年10月28日までの間は、Aの欠席は無かったものの、いったん保健室に登校した後、教室に行く日も多かった。
- (エ) 同月29日から2学期の終わりまでは、再び保健室登校もできずに欠席する日も増え、特に同年11月30日から同年12月1日まで実施された修学旅行（なお、修学旅行はAも参加している。）の後は、同年12月だけで7日間欠席している。
- (オ) Aの保護者は、教育相談室へ来室による面談1回（令和3年12月[REDACTED]日）を行っている。
- (カ) 3学期も、Aが欠席する日は多く、特に令和4年1月24日以降、同年2月18日までの間、同年1月24日から同月31日、同年2月3日、同月10日から15日、同月17日は欠席であり、出席は8日間であった。

なお、出席できた日のうち、令和4年2月9日、同月16日、同月18日は、体調不良を原因として遅刻している。

(キ) このように頻発していたAの欠席に対して、学校は(ア)に記載した

が、欠席の主な理由であるととらえていた。Aの欠席が連續した時期に担任は、週に1回程度家庭訪問を行ったが、Aが元気によくしているととらえていた。

(ク) そして、2学期から令和4年2月[ ]日までの間に、以下に述べるような出来事があった。

イ 同級生からAの悪口をひそひそと言われるようなこと

(ア) 本件アンケートの結果及び同級生から聴取したところによれば、C・D・Eらが、Aをちらちらとみながら、ひそひそとAの悪口やAを揶揄するような発言をすることがあった。

たとえば、運動会の練習の時にAが主導して何かを行っていたところ、CやDがAのことを「いきって」る」と発言するようなことがあった。

また、Cの自認するところでは、Cが友人2名と、裏でAのことを「ぶりっ子」と発言するようなことがあった。

なお、同級生がAの悪口をひそひそと言うということは複数回あったところであり、その度に発言をしていた者は異なる。また、C・D・E以外が関与していたこともあるが(たとえば、G・Iは他の友人と話をする際にAのことをぶりっ子と言ったことがあることを自認している。)、Aが経験した悪口は概ねC・D・Eによることが多かったようである。

(イ) Aは、上記のような発言を直接自身が聞こえたこともあるし、友人から他の同級生が悪口を言っていたことを聞いたこともあった。

Aは、このような裏でこそ言われる悪口が回数的にも多く、一度だけ「私に直接言って!」と勇気を振り絞って発言したが効果はなかった。使われている言葉に心が傷つき、非常に

辛かったと感じている。

(ウ) 担任及び学校は、上記(ア)(イ)のいずれも認知できておらず、対応も行えていない。

#### ウ 修学旅行のバス内でのD・Eによる悪口

同級生から聴取したところによれば、修学旅行の移動中のバス内において、Aのすぐ後ろの2人掛けの座席に、D・Eが座ることがあったが、D・EがAのことを揶揄するような悪口をたたいたところ、それがAにも聞こえた。

担任及び学校は、バス内での悪口についても認知できておらず、対応を行えていない。

#### エ Aが触った椅子等を同級生が汚い物に触れるように扱ったこと

同級生のうち、少なくともCは掃除の際などにAの椅子を触ることを控えていたということを自認している。

Aから聴取したところによれば、他にDを含む3名程度がAの椅子を触った後、ばい菌でも触ったかのように手を振り払う動作をしていたとのことであり、調査における確認は困難であったが、Cの他にも同様の行為をしていた可能性はある。給食でデザートを配る時やプリント配布でも同様の行為がなされ、避けられていた。

担任及び学校は、この件についても認知できておらず、対応を行えていない。

#### オ 同級生から「給食だけ食べに来ている」等と言われたこと

Aは、保健室登校を経るなどして、遅れて教室に参加することが少なからずあった。そして、本件アンケートの結果及び関係者から聴取したところによれば、Aが遅れて教室に参加した際に、同級生から「給食だけ食べに来ている」等と遅れて教室にやってきたことを揶揄するような発言をされることが複数回あった。

たとえば、C・Eはそのようなことを言ったことを自認している。

また、少なくとも一度は、F・G・IがAのことを「給食だけ食

べに来ているみたいだね」と話していた際に、FがAにも聞こえることを認識しながら、教室にいた他の同級生にまで聞こえるほどの大声で「給食だけ食べに来た」というようなことを言ったことがあった。

なお、その際は、担任にも情報が伝わり、担任から同級生に対して指導がなされたようである。

#### カ Aの自傷行為と担任による傷跡の認識

Aは、悩みを抱えて、[REDACTED]等を鋭利な物で跡がつくほど引っ搔く行為を相当回数行っていた。

Aに傷跡があることが担任にも発覚し、担任はAに確認したところ、Aは担任に[REDACTED]の傷跡を見せ、担任は[REDACTED]の傷跡を確認した。

担任がAに理由を尋ねたところ、Aは首をひねりながら涙をこぼしていた。

しかし、担任はさらに突っ込んでAに理由を尋ねてはいないようである。

担任は、Aが保護者にも自傷行為のことを伝えているかを確認したところ、Aは伝えていると述べたとのことであり、担任の確認はそこで終了しているほか、担任が管理職等にもこの情報を伝えた形跡は無い。

#### (3) 令和4年2月[REDACTED]日

同日頃は、Aは欠席することや遅刻で登校することが続いており、登校できた際も保健室に登校することが多かったが、当日、Aは遅刻して直接に教室に登校しようとした。

Aは、登校した際、教室に向かう前に職員室に担任がいないか確認したが、入れ違いとなってしまったせいか担任がいなかつたため、教室に向かった。

その後に教室にやって来た担任は、Aが登校したことを担任に報告

しようともせずに教室に向かったものと考え、他の児童の前で、Aに対し、登校したらちゃんと担任に言いに来るようになると指導を行った。

Aは自身の言い分も聞いてくれずになされた担任の一方的かつ他の児童の前での指導を理不尽であると感じ、恥ずかしく非常に悲しい気持ちを感じた。

その後Aは保健室に向かい、養護教諭へ帰宅することを告げたが、養護教諭は「担任の先生にちゃんと言ってきたの？」と返答した。Aはその直前に担任から理不尽で恥ずかしい思いをさせるような指導をされたと感じ、養護教諭からも経緯を聞かずしてA自身が理不尽と感じていた担任へA自身で告げるよう言われてしまったため、学校には居場所がないと感じ、泣きながら家に帰ったという。

#### (4) 令和4年2月 [REDACTED]日の自殺未遂行為

ア Aは、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]と考えた。

そして、自宅の自室のノートにC・D・E・F・G・H・Iの氏名を列記した上で、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

とのメモを残し、自殺を企図して、[REDACTED]  
[REDACTED]

しかし、幸いにも、

Aは一命を取り留めた。

イ 同日、Aの母は午前中から仕事に出かけていたが、Aは、上記ア記載の行為を行った後の午後 [時] 時にAの母に架電した。

Aの母は、Aと電話で話したところ、Aは言葉にならないぐらいの泣き声で取り乱しており、いつもと状況が違うという感じを受けた。

そこで、Aの母は、ちょっと時間をおいてからかけ直そうかと伝え、1回電話を切った。そして、午後 [時] 分頃から午後 [時] 頃にかけて教育相談室に架電し、Aと同級生との関係についてAを伴って午後 [時] からの面談相談の予約を入れた。

その後、Aの母は仕事を早退して帰る準備を行い、再びAに架電したところ、Aから自死しようと考えて

といった話を聞いた。Aの母は、「すぐ帰宅するからちょっと待ってね」とAに伝えながらAを落ち着かせようと話をしたところ、AはことをAの母に告白した。

Aの母は、気が動転して、救急車を呼ぶ等の行為は頭に浮かばず、教育相談室に架電し、状況の説明と面談予約の取り消しを行い、即座に帰宅した。

ウ Aの母が帰宅したところ、Aは 状態ではあったが、一応歩ける状態ではあり、直ちに命に別状がある様子ではなかったので、「 」と尋ねたところ、Aは といふことを話した。また、Aは、「 」

と説明した。

そして、Aの母は、すぐにAを病院に連れて行った。最初に連れ  
て行った病院では、

もあるので、救急指定病院の方に搬送することとなった。搬送先  
の病院では、

診断を受け、処置が行われた。

#### (5) 自殺未遂行為発生後の経緯

Aの保護者は、教育相談室に電話相談を2回（令和4年2月■日、  
同年同月■日）行っている。

令和4年2月■日午後■時■分、Aの母親から教育相談室へ面  
談のキャンセルの連絡があった。その際、■  
主治医に連絡することであった。

同日午後■時頃（正確な時刻は不明）、保護者から学校に入電があり、  
Aが病院で処置を受けていることを担任が聞き取った。

電話を受けた後の同日午後■時■分頃、担任は保護者から聞き取つ  
たAの状況を校長、第1教頭、第2教頭に口頭で報告した。

同日午後■時■分頃、第1教頭から児童相談所へ電話連絡を行つ  
たところ、児童相談所からは病院での療養と医師の指示に従うことを  
優先するよう指示された。

同日午後■時■分頃、第1教頭から青少年課に電話連絡を行い、  
状況を報告した。

同日午後■時■分頃、第1教頭と担任は、Aが処置を受けている  
病院へ向かった。

同日午後■時■分頃、青少年課の指導主事2名が学校へ到着した。  
学校に残っていた校長と第2教頭は、状況を報告し、今後の対応に關  
する話し合いを行つた。

同日午後■時■分頃、学校に残っていた第2教頭から、病院へ向

かつた第1教頭へ電話連絡を入れた。病院にいる第1教頭と担任は、保護者と話すことができた点と、Aはしゃべることはできる容体であるということを保護者から聞いた点との2点を報告した。

翌 [REDACTED] 日午前 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へAのその後の容体を尋ねるメールを送り、保護者は救急棟での面会時間が1日10分しかないため面会のための待ち時間中であるという旨を返信した。

同日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へ電話をし、Aが救急棟から小児病棟へ移ったことと [REDACTED] 病院へ転院予定であることを聴き取った。

同日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任から状況を聴き取った教頭は、青少年課へ電話で報告した。

同月 [REDACTED] 日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、保護者は担任へAの容体と [REDACTED] 病院への転院が通院という形式に変わったことを伝えるメールを送った。

同日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へ連絡を受け取った旨をメールで返信した。

同日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へ退院日時が決まつたら教えてほしいという旨と、できることがあれば連絡してほしいという旨とをメールで送った。これに対し正確な時刻は不明であるが、Aが保護者の端末を使って担任へ、退院日時が同月 [REDACTED] 日午前中に決まったことを返信している。

同月 [REDACTED] 日午前 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へ [REDACTED] 日間の入院と看護に関して感謝を示すとともに、何かできることがあれば連絡してほしいという旨をメールで送った。

同日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、保護者は担任へ午前中にAが退院し現在は帰宅したことをメールで送った。これに対し正確な時刻は不明であるが、担任は保護者へ連絡を受け取った旨を返信した。

同月 [REDACTED] 日午後 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分頃、担任は保護者へAの状況を尋ねるメ

ールを送った。これに対し正確な時刻は不明であるが、保護者は担任へ、Aが現在は自宅でゆっくり過ごせているが [ ] を訴えている旨と、同年3月 [ ] 日に病院で診察する予定である旨とを返信した。これに対し担任は保護者へ、Aのことを心配している旨とAが担任に会いたいと話したらいいつでも応じる旨を返信した。

同日午後 [ ] 時頃、状況確認のため教頭が保護者へ電話を行ったところ、運転中の保護者に代わりAの姉が電話に出て、折り返しの電話をすることが話された。

同日午後 [ ] 時頃、保護者から学校へ電話がかけられ、第1教頭が応対した。そこでは、[ ] 日の退院以降Aは自宅療養しているが [ ] を訴えていること、[ ]

[ ] 、同年3月 [ ] 日に紹介先の [ ] 病院の [ ] を受診する予定であることが話された。

同日午後 [ ] 時 [ ] 分頃、第1教頭は青少年課へ現在のAの状況や学校の対応に関する報告をした。

Aは、3月当初、週に2～3回の頻度で [ ] 病院の [ ] に通院しており、その後、2週間に1回程度の頻度に減った。

さらに、令和5年3月現在では1か月に1回程度の頻度にまで減っているが、通院自体は継続している。また、現在でも、[ ] 病院の [ ] からは、調子が悪い時には [ ] を受けている。

#### 第4 いじめ重大事態に関する調査結果

##### 1 いじめに関する事実判断

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（括弧書き省略）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条1項）。

なお、平成17年の法改正以前は、いじめられた児童の立場に立って判断することを前提に、自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、その相手方が深刻な苦痛を感じているものが、「いじめ」とされていた（「児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題（諸課題）に関する調査」参照）。しかし、平成17年の法改正により、いじめの早期発見という観点を重視して、立場の強弱や攻撃と呼べる程度の行為であること、その攻撃が継続的になされていること、及びそれにより深刻な苦痛を被っているかどうかにかかわりなく、当該児童に対して心理的又は物理的な影響を与える行為があり、それにより対象となった児童が心身の苦痛を感じていれば、「いじめ」として対応すべきこととなった。

本事案では、調査委員会においていじめの事実の有無について一定の調査を行ったAの小学校6年生次（令和3年度）について言えば、少なくともAに対してC・D・Eほかの同級生が行った、第3第5項(2)イの悪口を言う行為、同項(2)ウのD・Eの発言行為、同項(2)エのC他の同級生の行為、C・E・F・G・I他の同級生が行った同項(2)オの発言行為は、「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる。

そして、これらによりAは精神的苦痛を感じていることからすれば、これらの行為は、法第2条1項に規定する「いじめ」に該当する。

よって、学校は、問題行為の早期発見といじめ防止のために、「いじめ」事案として適切に対処する必要があった。

## 2 重大事態の判断

- (1) 法28条1項1号では、重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と定められている。
- (2) Aは、令和4年2月 [ ] 日、第3第5項(4)記載の同級生から自身がされたことを訴えるメモを残し、同記載の自殺未遂行為を行い、Aの心身生命に重大な被害が生じたことからすれば、本事案は法28条1

項1号に定める「重大事態」に該当する。

### 3 学校の対応について

#### (1) 学校のいじめ認知について

学校発行の資料「いじめ防止の基本方針」「いじめ防止の基本方針について」によれば、いじめの早期発見に向けた取り組みとして、

教職員は、

- ・ア 児童の声に耳を傾ける
- ・イ 児童の行動を注視する
- ・ウ 保護者と情報を共有する
- ・エ 地域と日常的に連携する
- ・オ 職員同士で情報交換をする

児童は、

- ・いじめられたり、悩みがあつたりするときはすぐに相談する
- ・学校内外で問題を発見した場合は、すぐに大人に相談する
- ・いじめを見たら、すぐに大人に連絡する

保護者は、

- ・体調不良が続くときは、何か心配事がないか確認する
- ・児童の通信機器は常に確認し、ネットいじめ等がないか確認する
- ・その他の問題があると少しでも感じたら、早めに学校への相談を行う

とある。特に教職員はその手段として、

- ・ア 児童の声：[REDACTED]、個別面談等
- ・イ 児童の行動：友人関係、休み時間、生活ノート等
- ・ウ 保護者と情報共有：連絡ノート、電話・家庭訪問、学級PTA等
- ・エ 地域連携：地域行事への参加、関係団体との情報共有

・オ 職員の情報交換：放課後、学年会、[ ] 等

といった具体的措置を講じ、いじめ早期発見に努めなければならぬ。実際、学校は学期ごとに1回、[ ] や保護者を交えた個別面談を実施したり、日々の学級経営において児童の人間関係を注視したり、各担任・養護教諭・管理職の間で連携が図られたりと、いじめの早期発見に向けた学校運営が為されている。

しかし、学校は特にいじめに関する対応において、(6)で後述するような組織的機能不全に陥っていたため、いじめを認知できていなかつたことが推察される。この組織的機能不全に陥った経緯には、「進級時における引き継ぎの不十分さ」「6年次担任の見積もりの不十分さ」「養護教諭の見積もりの不十分さ」「管理職第1・第2教頭の見積もりの不十分さ」という大きく4つの背後要因が考えられる。以下に、調査結果に基づいてその詳細を述べる。

ア 進級時における引き継ぎの不十分さ

3年次・4年次・5年次・6年次の各進級時における、Aに関する引き継ぎ事項の概要は、次の通りである。

● 2年次から3年次

- ・少し宿題を忘れがちである

● 3年次から4年次

- ・特になし

● 4年次から5年次

- ・ちょっと休みがちである
- ・友達関係の構築に少し配慮するべきである

● 5年次から6年次

- ・保健室登校になりがちである
- ・クラスメイトとの関係性

上記のような児童に関する諸事項の引き継ぎは、例年2月～3月に

かけて、旧担任と新担任間の口頭による引き継ぎと、日常的に生活指導上の情報を記録・保存している校務支援システム上の児童データの引き継ぎという2つの手段によって講じられている。

内容を見ると、まず3年次に発生した筆箱を隠されるといいういじめについて、3年次から4年次へと進級する際の引き継ぎが為されなかつた。加えて、休みがちや友好関係などの状況については、複数の担任から「ちょっと休みがちである」「少し配慮すべきである」という言及があつた。

この事実から考察するに、学校の引き継ぎ体制は、①引き継ぐべき事項が欠落する、②児童が抱えている悩みや困難さがどの程度のものなのかが曖昧、といいう2点に不十分さがあると考えられる。こうした情報の完全性が保たれていない点と、児童の状態及び迫っている危機に関する深刻さの見積もりに不十分さが生じている点とが、進級時における引き継ぎの不十分さであり、学校が組織的機能不全に陥った背後要因の一つであると言える。

#### イ 6年次担任の見積もりの不十分さ

調査結果に基づいて推測される6年次担任の行動や心理は、次の通りである。

##### ● A本人について

- ・言われることに強くはないと知っていたが、長く引きずらないとも思っていた
- ・1学期は学業や学級活動によく取り組んでいたため、心配ないと思っていた
- ・1学期の教育相談時に嫌なことを相談されたが、「よくあること」ととらえた

##### ● 6年次2学期以降の欠席について

- ・欠席の原因是、

であると思っていた

- ・欠席頻発時、週に1回程度家庭訪問を行ったが、Aは元気であると思っていた
- ・欠席頻発時、保健室登校や途中からの教室入室もあり、不登校と判断しなかった
- ・保健室登校の時期、保護者からの相談はなかった
- ・一時、出席報告をしなかったことに対し指導した

#### ● クラスマイトとのトラブルについて

- ・修学旅行時のバス車内で悪口を言われたことは、認知していなかった
- ・修学旅行後の欠席理由「体調不良」も  
[REDACTED] のためと考えていた
- ・2月 [REDACTED] 日のLINE上のトラブルは指導したが「よくあること」ととらえた
- ・「ぶりっ子」と言われていたことは知っていたが、大きくとらえていなかった
- ・Aが「給食だけ食べに来た」と言われた件は、言った児童を集めて指導をした
- ・[REDACTED] 自傷をAの友人から聞いて目視確認したが、大きな傷ではないと判断した
- ・養護教諭からC・DがAに対し嫌なことを言う、睨むことの報告を受けていた
- ・管理職への相談も深刻には為されなかった

上記のうち、給食時の悪口やLINE上のトラブルなど、目に見えたり周りの児童から聞いたりなどして顕現したトラブルの場合は指導を行えている。

しかし、特に、Aがクラスマイトとトラブルになっても長くは引きずらないととらえた点、Aが嫌なこととして申し出たことを子ども間

でよくあることとしてとらえた点、自傷行為を大きな傷ではないと判断した点に、担任としての見積もりの不十分さが窺え、学校が組織的機能不全に陥った背後要因の一つであると言える。

#### ウ 養護教諭の見積もりの不十分さ

調査結果に基づいて推測される養護教諭の行動や心理は、次の通りである。

- ・保健室にはたまに来室するが頻繁ではなかった
- ・本人が詳しく話さなかつたことで知ることができなかつた
- ・C、Dの悪口・睨みつけを知り、担任への報告と管理職への資料回覧を行つた
- ・1学期は皆勤で、声をかけた際に楽しいと話し、心配がなくなつた
- ・嫌なことがあつたことは何回か聞いた

上記のうち、Aが保健室に登校した際には相談相手の一人として、Aから嫌なことがあつたことを複数回聞いており、担任への報告や管理職への資料回覧は即座に行えている。

しかし、児童の悩みやトラブルに対しては傾聴に徹するという指導姿勢のために具体的に聞き出すことができなかつた点と、保健室来室頻度や1学期の登校状況を踏まえてA本人に問題がないと判断した点とは、学校が組織的機能不全に陥った背後要因の一つであると言える。

#### エ 管理職の見積もりの不十分さ

調査結果に基づいて推測される管理職の行動や心理は、次の通りである。

- ・長期欠席に挙げられていなかつた

- ・ [ ] 実施後に要観察児童とされなかつた
- ・ [ ] や [ ] に挙げられていなかつた
- ・ 気をつけておきたい児童ではあったと認知していた
- ・ 養護教諭から、C・DがAに対し嫌なことを言う・睨むという報告を受けていた

そもそもいじめの認知はできていなかつたため、管理職が知り得た情報は、欠席数が少なくない点とクラスメイトとのトラブルがあつた点である。気をつけておきたい児童であるとの認識はあつたものの、それがどのくらい気をつけなければならぬかという程度の見積もりが曖昧であった。

また、不登校児童となる基準の30日を超えているかどうかには、Aが頻繁に欠席した事由である病欠や出席停止（新型コロナウイルス感染予防）がカウントされなかつたため、教職員の会議等で議題に挙がることはなかつた。こうした点も学校が組織的機能不全に陥つた背後要因の一つであると言える。

確かに、文部科学省発行の『生徒指導提要』によれば、不登校の対象となるのは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」であり、学校は保護者からの連絡どおりに「病気」という理由による欠席として扱つたことと推察される。

しかしながら、「気をつけておきたい児童ではあった」と認識されていたことや、4～5年次に欠席数が多かつたこと、Aが6年次以前に受けてきた同級生からの悪口などの履歴も踏まえると、欠席数が30を超えているかどうかにかかわらず、本当はどのような理由で欠席を続けてしまつてゐるのか、本人や保護者がどのようなことを悩んでいるのかなどについて、十二分に調査するべきであつたはずである。

以上が、学校が組織的機能不全に陥った4つの背後要因である。上述した各教員のAに対する「リスクの見積もりの不十分さ」から、いじめや不登校児童に中心的に対応するはずの生徒指導主任、教育相談係、[REDACTED]が機能することはなかった。

その結果、教職員が講じるべきいじめ早期発見のための取り組みは、

ア 児童の声：[REDACTED]、個別面談等

⇒本人の回答には問題が見られず、面談で話された相談事は深刻にとらえられず対処されなかった。

イ 児童の行動：友人関係、休み時間、生活ノート等

⇒もともと認知できていたことが不十分であったことに加え、学級登校頻度の減少により、Aの行動や人間関係を観察する機会 자체が減少した

ウ 保護者と情報共有：連絡ノート、電話・家庭訪問、学級PTA等

⇒保護者も悪口等の事情を知らず、Aも大事にしたくないとの意識から、担任が家庭訪問した際のコミュニケーションにおいて核心をつくことがなかった

エ 地域連携：地域行事への参加、関係団体との情報共有

⇒教育相談室からの情報提供がなかった

オ 職員の情報交換：放課後、学年会、[REDACTED]等

⇒ア・イ・ウ・エでの情報の少なさと過小評価の結果、議論する場がつくられなかった

● 「[REDACTED]」について

学校作成の「[REDACTED]」アンケートでの質問項目は、「学校で楽しいことがあるか」「悩んでいることがあるか」「授業は楽しいか」「休みの日のことで悩んでいることがあるか」「周りの悩んでいる友達がいるか」「先生に相談したいことがあるか」をはじめ8項

目から構成され、学期ごとに1回、記名式で実施されている。国立教育政策研究所(2015)によれば、「5～10程度の質問で十分」とする一方、「繰り返し(定期的に)実施すること」「深刻ないじめは、被害者がその事実を他人には言えない方法や内容で行われる。『記名式アンケート』では、そうした答えにくい事実を把握できない」と言及している。学期に1回という頻度と記名式という形式とが本当に妥当であるのか、そもそも何を目的とした調査なのか、国や研究機関から発行されている専門資料などを参考に議論すべきであることは付記しておく。

#### 参考文献

文部科学省国立教育政策研究所(2015)『生徒指導リーフ いじめアンケート』

といった事由でいじめの早期発見手段が有効に働くか、学校及び教職員組織そのものが機能不全に陥り、いじめの早期発見と認知が為されることはなかった。このことが、Aの自殺企図が起こり、保護者からの情報提供があって初めて学校がいじめを認知した、という状況につながったのである。

(2) 学校のいじめ防止対策委員会及び市教育委員会への報告について  
学校が発行している「いじめ防止の基本方針について」の資料によれば、重大事態とはその原因を問わず「児童が自殺を企図した場合」を含んでいる。したがって、令和4年2月 [ ] 日 [ ] 時ごろの自殺企図発生時点で重大事態発生となり、保護者からの電話連絡で学校は重大事態を認知したことになる。

重大事態であると思われる案件発生時には、「ア 直ちに教育委員会を通じて市長へ報告する」「イ 重大事態緊急対応委員会を設置し、市教委と連携して全校体制で対応する」とある。重大事態発生後の学

校の対応としては、まず保護者から [ ] 時 [ ] 分ごろに入電を受けた後、約1時間強が経過した17時55分に青少年課への報告が為されていた。よって、アの市教育委員会を通じた報告は為されていたことが窺える。

しかしながら、イの重大事態緊急対応委員会という名称の委員会は設置されず、「学校いじめ対策委員会」という名称で同年3月9日によく組織された。それまでの約2週間にわたる期間は、校長、第1教頭、第2教頭、養護教諭2名、担任、生徒指導主任の計7名が情報収集等の対応を行っており、他の教員への周知は為されなかった。また、Aの自殺未遂行為が発生した後の学校の初動として、学校発行のいじめ防止の基本方針上は「直ちに教育委員会を通じて市長へ報告する」ことが適切であるが、実際の初動は第3章第5項(4)で述べた通り「教頭から児童相談所へ電話連絡を行った」ことであった。この初動になった理由も、学校がいじめを認知できておりらず、いじめを苦にして至った行為とは考えていなかったことがあると考えられる。

さらに、学校は同年3月[ ]日と同月[ ]日の2回にわたり、加害者とされる児童への聴き取り調査を行っているが、同月10日付の教育委員会への事故報告書には、1回目の加害者とされる児童への聴き取り調査に関する記述は見当たらない。

したがって、市教育委員会への報告と連携は一部為されているものの十分とは言えず、重大事態緊急対応委員会が直ちに設置されたとも言えない。加えて、全校体制で直ちに対応が為されたとも言えない。

### (3) Aと保護者への支援について

Aの自殺未遂行為の発生翌日の令和4年2月[ ]日から同年3月[ ]日にかけて、担任や第1教頭はAとAの保護者へ適宜電話やメールでの連絡をとり、Aの容体や様子を確認していた。この点、支援は一定程度為されていたと言える。

しかし、学校はそもそもいじめを認知できておらず、いじめに関する疑いすら生じていなかったため、なぜ自殺未遂行為が発生したかは不明という見解であった。A本人への事情聴取のために復帰を待ちながら、同年3月■日にA及び親権者代理人による申入書が送られて以降は、学校とA及び保護者との直接連絡が難しくなった。

#### (4) S C・S S Wとの連携について

加害者とされる児童名とその加害内容が記述された本件申入書が令和4年3月■日に学校宛てに送られたとき、学校は初めて加害者とされる児童が誰であるのかを認知した。加害者とされる児童■名に対し、翌3月■日に1回目の聞き取り調査が、同年3月■日に2回目の聞き取り調査が行われた。1回目の聞き取り調査は教員のみで対応し、2回目の聞き取り調査では市教育委員会から派遣された臨床心理相談員と教員とが合同で調査を実施している。

2回目の加害児童への聞き取り調査においては連携が為されたと言える。一方で、1回目の加害児童への聞き取り調査において、他方で、被害児童であるAとAの保護者に対する支援において、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）などの外部人員の活用・連携が図られることはなかった。

#### (5) いじめの解消について

学校が発行している「いじめ防止の基本方針について」によれば、いじめの早期解決に向けた取り組みとして、

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う
- イ 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する
- ウ 学校は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす

- エ いじめている児童には、行為の善悪をしっかり理解・反省させるとともに、保護者と連絡を取り、再発防止に努める
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に関係機関（警察等）とも相談して協力を求める
- カ いじめが解消した後も、保護者との継続的な連絡を行う
- キ 必要に応じて、各種団体や専門家等の活用を図る

とある。しかしながら、特に上記エを中心に不十分である点が散見され、いじめ解消に向けた措置は有効に機能しなかった。その詳細は以下のとおりである。

**ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う**

令和3年3月 [ ] 日及び同月 [ ] 日にそれぞれ1回目・2回目の加害児童への聴き取り、同年3月 [ ] 日～同月 [ ] 日に全職員への聴き取り、同月 [ ] 日～同月 [ ] 日に同学年児童へのアンケート調査が為された。しかし、全職員への聴き取りや同学年児童への聴き取り及びアンケート調査で対象者に問われたのは簡易な質問項目であったため、本件申入書が届く同年3月 [ ] 日よりも早期に調査できたはずである。また、事実確認の際に、聴き取り調査を加害者とされる児童と教職員のみに対してしか行っておらず、被害児童や周囲の児童への聞き取りは行えていない。比較的信頼性の高い第三者の情報をまず聞き取り、それをもとに被害児童への再確認や、加害者とされる児童への詳しい聞き取りをすることもできたはずである。

**イ 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する**

一部の教員が実働しているが、学校全体とは言えない。そもそも、重大事態発生時の他教員の役割に関する記載がなく、どのように対応を補助すればよいかが示されていない。

**ウ 学校は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす**

加害児童特定と調査開始が遅く、学校を卒業するタイミングとも重なったため、丁寧に説明する機会も時期も失われた。

**エ いじめている児童には、行為の善悪をしっかり理解・反省させるとともに、保護者と連絡を取り、再発防止に努める**

聴き取り調査のみで指導が為された形跡はなく、加害者とされる児童の保護者への連絡形跡もない。

**オ 法を犯す行為に対しては、早期に関係機関（警察等）とも相談して協力を求める**

暴行・傷害や強要に関する事由であれば、警察等の関係機関に相談すべきであるが、本事案では身体的な暴力行為や強要行為は認められなかつたため、オの対応が必ずしも必要であったとは言えない。

**カ いじめが解消した後も、保護者との継続的な連絡を行う**

上記エにおいて述べたように、いじめが解消されることはなかつた。当然ながらいじめ解消後のAの保護者との継続的な連絡も行いようがなかつた。

**キ 必要に応じて、各種団体や専門家等の活用を図る**

加害者とされる児童への聴き取り調査の際には、市教育委員会派遣の臨床心理相談員の立ち合いのもと実施されたため、活用は図られている。しかし、専門家の活用は加害者とされる児童への聴き取り調査時のみの単発であった。S Cをはじめとした専門家は、本来こうした重大事態が発生した場合、被害児童とその保護者ならびに親しかつた児童等のためにも活用すべきであるが、加害児童への聴き取りのみでの活用にとどまったく点は不可解かつ不十分である。

このように、いじめの解消、ひいては本事案に関するあらゆる問題の解決に向けた取り組みが不十分であった。中学校へと進学した令和4年度現在も、学校や周囲の生徒に対するAの恐怖感は解消されてお

らず、学校生活に完全復帰できてはいない。

#### (6)・学校の対応に関する評価の結論

以上(1)ないし(5)の事実と調査結果に基づく考察から、学校の対応については以下のことが結論づけられる。

(1)より、「①進級時における引き継ぎの不十分さ」「②6年次担任の見積もりの不十分さ」「③養護教諭の見積もりの不十分さ」「④第1・第2教頭の見積もりの不十分さ」という4つの背後要因によって、学校のいじめの早期発見手段の機能が減損された。この機能減損を直接原因として、学校・教職員組織そのものが組織的機能不全に陥った。そのため、いじめの早期発見と認知が為されることとはなかった。

(2)より、市教育委員会への一部未報告、重大事態緊急対応委員会の設置の遅さに加え、全校体制での対応が行われなかつたことから、事後対応の手順と内容に不足があつた。

(3)より、AとAの保護者への連絡は一定程度為されていたものの、(1)でのいじめ認知・早期発見が為されなかつたために、具体的かつ問題解消に向けた支援は為されなかつた。

(4)より、臨床心理相談員という外部専門家を聴き取り調査時に活用したが、その活用は加害児童対象の調査のみと限定期で不可解・不十分であつた。

(5)より、(1)(2)を含む早期の対応が為されなかつたことや卒業のタイミングも起因し、いじめの解消に向けた具体的な措置を講じる機会や時期を失つたため、未だにAは学校への完全復帰ができていない。

以上を総合すると、学校の対応については、いじめという教師にとって見えないもの・隠されるものを見つけるためのいじめ早期発見手段は、主に既に見つかっている・気づいている事態を再発見・再確認するに終始したために、そもそもいじめ早期発見・認知が為されなかつたことに加え、重大事態発生時点以降も学校が本件を重大事態と

して判断したかどうか、基本方針に沿って委員会体制が組織されたかどうかとも曖昧かつ有耶無耶であり、加害者とされる児童への指導が行われずにいじめ問題自体が解消されなかつた。したがつて、学校の対応は総合的に不十分であったと言わざるを得ず、ここまでに述べた事柄を学校の対応に関する評価として結論づける。

#### 4 教育委員会の対応について

##### (1) 積極的いじめ認知のための学校への指導・助言について

文部科学省は平成18年の問題調査からいじめを「発生件数」でなく「認知件数」でカウントし、学校や教育委員会に対しては、アンケートや個別面談など児童から直接状況を確認する機会を設け、積極的にいじめを把握して認知するよう求めてきた。積極的に認知することが、事後の対応やいじめの未然防止の取り組みの充実につながるためである。

学校はこれまで実際はいじめを認知した場合であつても客観的に重篤なものでない場合、これを「いじめではない単なるトラブル」として処理することで「いじめのない学校」、「不祥事のない学校」として評価をしている傾向にあつたと考えられる。

学校は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする「いじめの実態調査」を毎年行い、市教育委員会は報告を受けている。「いじめ」件数については、以下の通り報告されている。

平成30年度 認知件数3件

令和元年度 認知件数4件

令和2年度 認知件数3件

令和3年度 認知件数3件

本事案が認知されたのは2月[ ]日の重篤な事態になってからである。

市教育委員会は学校に対し少ない「認知件数」に対し、積極的にカウントを上げるよう指導するべきであった。

令和3年度の鹿児島県公立学校のいじめ認知件数は小学校で7,379件(1,000人当たりの認知件数83.9件)、全国でも500,562件(1,000人当たりの認知件数79.9件)である。それに比べて令和3年度の学校からの報告は3件と圧倒的に少ない。市教育委員会は少ない認知件数の学校に対し積極的にいじめの認知をし、解消に向けて働きかけるべきであったのではないか。

○鹿児島県の全体(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)では1,000人当たりのいじめの認知件数は62.9件(前年度比7.1件増)であり、全国では47.7件(前年度比8.0件増)である。

#### 【参考資料】

鹿児島県教育庁義務教育課・高校教育課(2022)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等(鹿児島県公立学校)の状況について」  
[https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/4963\\_20221108155658-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/4963_20221108155658-1.pdf)(最終閲覧2023.1.27)

#### (2) 支援チームの派遣

ここでいう支援チームとは、「鹿児島市いじめ防止基本方針」で示されている、学校だけでは対応が困難な事案が発生した場合に派遣される、「臨床心理相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等」を指す。

学校から市教育委員会へのいじめの報告が遅れた点については、学校のみに問題があったとすることはできない。

市教育委員会としては、いじめについて学校が速やかに教育委員会へ報告しやすい環境を整備することが大切である。

市教育委員会は、あらかじめ設置している学校に対して、いじめに對しては組織的な対応が必要とされていることを周知しておくとともに（法23条2項参照）、学校からいじめの報告があった際に、指導主事等の職員、SC、SSW、弁護士等の専門家を派遣できることや警察等関係機関との連携や調査などの必要な措置を指示することができることを、学校に周知しておく必要がある。

学校だけでは対応が困難な事案が発生した場合、学校へ臨床心理相談員やSC・SSW等の支援チームを派遣する（鹿児島市いじめ防止基本方針）とあるが、学校がAの自殺未遂行為を認知した令和4年2月[■]日以降も派遣していない。学校基本調査の資料によれば、臨床心理相談員が学校へ派遣されたのは令和4年3月[■]日の加害児童への事情聴取のみであった。

### (3) 教育相談体制の整備（教育相談室について）

#### ア 教育委員会内部での連携不足

教育相談室の教育相談日誌によれば、AとAの保護者は小学4年次より教育相談室に電話相談及び来室による面談を複数回行っている。

電話相談	令和元年 10月	[■]日
	令和2年 1月	[■]日
	令和2年 2月	[■]日
	令和2年 4月	[■]日
	令和2年 5月	[■]日
	令和3年 12月	[■]日
	令和4年 2月	[■]日
	令和4年 2月	[■]日

来室による相談 令和元年 10月 [ ] 日  
 令和2年 1月 [ ] 日  
 令和2年 2月 [ ] 日  
 令和2年 5月 [ ] 日  
 令和3年 12月 [ ] 日

AとAの保護者はクラスでのトラブルを、教育相談室へ面談・電話相談にて訴えている。本調査委員会が得た内容を抜粋して以下に記載する。

#### 【相談記録抜粋】

日時	相談者	相談（電話・来室）記録
令和元年 10月 [ ] 日	A母 (後ろにA父の声)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小3で筆箱を隠される。</li> <li>・小4になり休みが増える。男子から悪口をずっと言われている。</li> </ul>
令和元年 10月 [ ] 日	A・A母	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席が続いている状態について今後の対応相談（担任にも相談している。）。</li> <li>・席替えで近くになった男子生徒から悪口を言われる。担任は3人に指導し、3人は事実を認める。</li> <li>・できるだけ学校に行きたいが、またいじめられそうで怖い。</li> <li>・担任は話し合いで解決しようとするが余計にひどくなり迷惑である。</li> <li>・腕相撲で勝った時「クソじやん。」と言ってきた。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの内容：眼鏡や名前のこと、うざいなど悪口を言われる。</li> </ul>
令和2年 1月 [ ] 日	A母	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめっこの話はなくなっている。</li> </ul>
令和3年 12月 [ ] 日	A・A母・[ ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>友人関係のトラブルで悩んでいる。</li> <li>6年1学期は気にならなくなつたが、2学期になって男子・3人の特定の女子から悪口を言われる。</li> <li>避けられること（給食デザート配り・プリント配り。）。</li> </ul>

教育相談室への電話相談及び来室による面談については、教育相談日誌にまとめられ、課長・主幹・指導主事・相談員で回覧している。ところが、電話相談及び来室による面談の詳しい内容等は記載されおらず、単に「電話相談の予約があった」「面談を行った」という手続き上の事実や、相談内容のごく一部だけが記載され、回覧されていた。

この点、市教育委員会の管轄であり青少年課内の一組織である教育相談室は、相談内容を詳しく青少年課内で情報共有する必要があるが、連携はなされていなかった。

加えて、Aや保護者からの訴えを聞けば、市教育委員会はAが継続していじめを受けておりいじめは解消していない可能性が高いことや、学校側が適切な対応を講じていないことについて学校へ指導し、適切な対応ができるように指導・助言を行うべきであった。

#### イ いじめの防止等に関する措置

教育相談室相談票によれば、教育相談室は初回面談の令和元年10月[ ]日にAより相談を受けており把握している。面談記録には“学校には連絡してほしくないとの発言有”と記載があった。そのため、

市教育委員会は学校へ情報共有をしていなかったが早急に情報共有をすべきであった。いじめに関する相談であれば、細かくは言わずとも概要や悩んでいるという事実自体は管理職に伝えられたはずであるが、その形跡はない。

法23条及び24条にあるように市教育委員会は、保護者から同意をもらっていじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとり、学校に対し必要な支援（情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する）をするべきであった。合わせて、Aの相談に対し解決に向けての積極的な働きかけを行うべきであったと考えられる。

いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法23条1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならぬ。

よって、教育相談室の対応は、Aに寄り添い気持ちの受容・傾聴をしていたと思われるが、「いじめ」を把握していながら情報を学校や関係機関と共有しなかった対応は不適切であったといえる。

## 第5 支援方策及び再発防止に向けた提言

### 1 学校への提言

#### (1) いじめの認知と対応について

##### ア 進級時における引き継ぎ

第4の3(1)では、進級時における旧学年担任から新学年担任への児童に関する情報の引き継ぎに不十分さがあったことを指摘した。この問題に対しては、情報に漏れがないように確実な引き継ぎを行っていくことはもちろんのことである。加えて、その情報を普段からより具体的に記述すべきである。例えば、「ちょっと」「少し」などといった表現は、人によって解釈が異なる言葉であり、書いた人と読んだ人

との間に認識のズレを生じさせる。

学校では日常的に、各教員が生活指導上の児童の情報を校務支援システムに入力し蓄積させ、児童への指導や教員間の情報共有等に活用するという方策はとられている。そのため、それを実際に運用・実働していくにあたっての工夫が必要となる。例えば、人による解釈のズレが生じにくい言葉を用いて記載し、どのような出欠席状況なのか、どのような指導配慮が必要なのか、明瞭な情報を確実に伝達するための工夫を施す必要があるだろう。

#### イ 各教員が行うべきリスクマネジメント

リスクマネジメントの考え方には、「リスクの自覚」「リスクの発見」「リスクの分析」「リスクへの対応」という4つのプロセスを想定することができる。いじめという大きな問題は、学校や児童にとってのリスクであることから、これをどのように適切にマネジメントしていくかが各教員の力量に問われてくる。

第4の3各項で指摘したように、本事案において各教員はそもそも、Aに対するいじめがあったことを認知できていなかった。この問題に対しては、各教員はまず自身の認知能力について、ある種の限界が存在することを理解しなければならない。一人の教員が学級の中で起こる全ての事柄を即座に把握し続けることは、たとえどのような学級経営力の高い教員であっても困難であり、不可能と言ってもよい。したがって、各教員が「自分一人の力だけでは子どもの全てを理解することはできない」という自省的な視点を獲得することが第一歩となると言えるだろう。これが「リスクの自覚」の一つである。

その自省的な思考に立った上で、担任が自身で学級内の全ての情報を把握しようとするだけでなく、養護教諭や管理職との連携を深めて情報を収集したり、時には学級内外の児童の友人や周囲の児童とも友好的な関係を構築し、情報を収集したりするといったことが必要とな

ろう。これが「リスクの自覚」に基づく「リスクの発見」をしていくための基本的な方策であり、いじめの認知や早期発見、ひいては早期対応につながってくると考えられる。

しかし、この「リスクの自覚」と「リスクの発見」という2点だけを遂行すれば、いじめの認知が可能となるとは必ずしも言えない。第4の3(1)において指摘したが、各教員は、Aの出欠席状況やAの相談事、Aと周囲の児童との間に起こったトラブルに対し、「よくあること」としてとらえていた側面があった。この軽視は、リスクに対する見積もりの不十分さがあると考えられ、すなわち十分な「リスクの分析」が為されていなかったと言える。

この問題に対しては、複数の教員の目を通し、かつ協働的にリスクを分析していくことが重要であると考えられる。例えば、欠席の頻度や理由はどのくらいの危険度を示しているのか、名目上の欠席「理由」の背後に本当はどのような「実情」があるのか、児童間のトラブルにどのくらいの危険度があるのか、Aをはじめとする児童間のトラブルや被害に遭った児童はどのくらい嫌な気持ちになっているのかといったように、事実の背後に隠れている「どのくらいの危機に瀕しているのか」という実情について、複数の教員が考えを巡らせることが必要である。

このような方策は、学校においても、学年主任を中心とした学年会、  
[REDACTED]などといった組織において既に取り組まれている。しかし、ただやみくもに教員同士で児童について話し合えばよいわけではない。「果たして本当に自分のクラスではトラブルが無いのだろうか?」「果たして本当にこのトラブルは大丈夫なのだろうか?」「果たして本当にこのトラブルは『よくあること』として片づけてしまつていいものなのだろうか?」といったように、「リスクの自覚」を前提とした自省的な思考を組み合わせながら、「目に見える事実」だけでなく、「目に見えない実情」への考え方を巡らせ、

言葉にして発し、複数の教員間で議論していくことが不可欠である。これが「リスクの分析」であり、リスクの自覚、発見、分析まで行えて初めて、いじめの認知・早期発見・早期対応に近づけるものと言えよう。

#### ウ リスクへの対応

第4の3(1)末尾で指摘したが、学校が定期的に実施していた「[REDACTED]」アンケートは、「リスクの発見」と「リスクへの対応」に直結する方策の一つであり、その趣旨・内容・実施頻度ともに見直す必要がある。具体的には、従来学校が実施してきた「[REDACTED]」アンケートは、学校や家庭での生活面だけでなくいじめの認知をもその趣旨としながら質問項目を再設定し、月1回程度に実施頻度を高め、児童の生活面やいじめ、トラブルに関する意識や経験の「変化」を追跡できるような設計にするよう提言する。

まず実施頻度や回答形式について、文部科学省国立教育政策研究所(2015)『生徒指導リーフ いじめアンケート』を参考にすると、いわゆるいじめアンケートは、誰が誰に対していじめをはたらいているのかという具体を特定することが目的であるわけではない。むしろ、その学級内にいじめやそれに類似する児童生徒間のトラブルが起こっているかどうかに教師が気づくために実施することが望まれている。現に、同リーフレットには、「教師の気付かない（潜在的な）いじめがどの程度に起きているのかを把握できれば十分」と明記されている。したがって、たとえ簡素な質問項目でも、月に1回程度の頻繁さで実施していくことはもちろんのこと、従来の記名式から無記名式のアンケートに変更することで、児童にとって真実を回答しやすくするなどの工夫が求められよう。

一方で、この工夫をやや批判的に見ると、アンケートの実施頻度を高めるということは、それだけ回答の集計作業が増え、教員の労働時

間の増加が危惧されるということでもある。しかし、このアンケートの頻繁な実施はその効果を保ったまま、業務を十分に効率化することが可能である。例えば、「[REDACTED]」アンケートは、従来の紙媒体からWebフォームへと形式を変更し、児童には一人一台の端末から入力させ、回答結果は教員が活用可能なMicrosoft Teamsなどの業務用アプリケーション上でデータを共有すれば、教員が回答を転記するなどの集計作業は必要がなくなり、児童が入力を完了した時点で集計作業も同時に完了することになる。むしろその後は、「教師の気付かない（潜在的な）いじめがどの程度に起きているのか」について集中的に分析作業を進めることができるだろう。学校にはこの方策をすぐに遂行されたい。

また、同アンケートの内容、すなわち質問項目に着目すると、既存のアンケートは「楽しいこと」や「悩み」があるかどうかを児童に尋ね回答させている。これらの質問項目は、学校や家庭での生活に関する児童の感情や児童にまつわる出来事を把握することはできるだろう。一方で、これらの質問項目は、いじめやそれに類似する児童生徒間のトラブルが起きているかどうかに焦点を当てた質問項目とは言えない。例えば、鹿児島県総合教育センター提供の「学校楽しいーと」では、「友達から悪口を言われたり、無視(むし)されたりしてつらい思いをすることがある」「友達から物をかくされたり、体をたたかれたりしてつらい思いをすることがある」などのいじめやそれに類似する児童生徒間のトラブルに焦点を当てた質問項目が設定されており、かつ過去3回分の回答の変遷を個票で出力することも可能である。人の生活は毎日が同じでなく、日々変化し、経験する出来事も多様であるため、教員は児童のアンケート回答を1時点としてとらえるのではなく、回答の変遷を「変化」としてとらえていく必要がある。例えば、ある回答がこれまでの回答履歴から大きな「変化」を見せた場合、これはすなわち児童の生活や人間関係の側面に大きな「変化」が生じた

ことを意味する。これがもし、前回・前々回はポジティブな回答であったのに対して今回の回答はネガティブであった、というような場合は、児童が急に深刻な感情や状態に陥っている可能性やリスクは大きいと考えられ、教員が支援を講じていく必要がある。このように考えると、教員が児童の「変化」を認知するためのシステムは不可欠である。鹿児島県総合教育センターが言うように、「子供の回答した結果を分析することで、不登校やいじめ、問題行動の未然防止などを図っていく」ために、既存のアンケートを再設計することを学校には検討されたい。

加えて、学校側が講じた対応の一つである「傾聴する」という指導姿勢に対しても、課題が挙げられる。この傾聴的な指導姿勢というのは、各教員の供述によれば、児童の悩み事や相談事に対して、無理に聞き出そうとはせず、児童が自然に紡ぎ出す言葉をよく聴き取り、受容や共感を重ねることで児童との信頼関係を構築し、対応につなげていくことであった。臨床心理学や教育相談の分野でかねてより注目されているカウンセリングマインドの方法論に基づけば、「受容」「傾聴」「共感」の3つのステップを踏襲することは児童理解や生活指導において極めて重要であることから、学校側が講じた傾聴的な指導姿勢にも一定の理解を示すことはできる。しかし、「傾聴する」だけで児童の悩みやトラブル、ひいてはいじめ問題は解決されるのだろうか。児童理解のためには、児童が話したくないことは無理に話させず、自然に出てきた話をよく聴き取り、共感することが確かに必要であろう。しかし、Aの供述によれば、Aは少なからず学校に対し、いじめの解消に向けた具体的な対応をしてほしかったという旨の思いを抱いていた。同時にAは、なるべく周囲への心配をかけまいとして、話を切り出せずにいる状況にあった。であるならば、Aの立場からすれば「自分が話したことによく『聴き取って』くれる」だけの存在よりも、むしろ「話せなかつたことや話せないと思っていたことを積極的に『聴

き出して』くれて、その上で具体的な対応まで考え実行してくれる」存在が必要であったはずである。本当に「傾聴」とは「無理に聞き出さず」単に「聞き取る」ことだけであるのか、そもそも「傾聴」とはどのような場面で適切に働き得るのか、多少のリスクは受容しても積極的に粘り強く「聞き出す」ことは本当に不要なのか、学校に在籍している全ての教員に考えてほしい。

## (2) 学校のいじめ防止対策委員会の設置について

第4の3(2)では、令和4年2月[ ]日にAの自殺未遂行為という重大事態が発生したにもかかわらず、学校は、学校のいじめ防止基本方針にしたがって設置するはずの重大事態緊急対応委員会を設置せず、限られた数人の教員で対応を検討した上、「学校いじめ対策委員会」という名称の委員会を同年3月9日によく組織したことを問題点として指摘した。児童の生命に危機が及んだ時点で、その理由はどのようなものであったとしても、あるいは理由が不明であったとしても、重大事態が発生したという事実は火を見るよりも明らかであり、少なくとも組織的対応の第一歩となる重大事態緊急対応委員会の設置は速やかに遂行すべきであった。

この問題については、学校にとっても未曾有の出来事であったことから、組織的なパニック状態に陥ってしまった可能性が考えられる。これは、例えるなら自然災害が発生した際に避難行動を叫喚にとることができないような状態にも類似する。そのため、学校が毎年実施する防災訓練・避難訓練と同様に、このいじめ問題や重大事態に対しても、年に1回は教員全員で重大事態発生時の訓練を行い、重大事態発生後の行動手順や組織的対応のシミュレーションを実施することが一案となるだろう。

## (3) Aと保護者への支援及びS C・S S Wとの連携について

第4の3(3)ないし(4)で指摘したように、学校とSC・SSWとの連携は、加害児童に対してのみ用いられ、被害児童とその保護者に対しては利活用されなかつた点が不可解である。一般的にもいじめ問題においては、学校が主に加害児童に対して配慮するといった事例が散見されるが、第一に被害児童への配慮や支援を行うことが肝要であることは言うまでもない。学校にはSC・SSWとの連携方法も含め、被害児童とその保護者への支援の在り方を再度検討されたい。

加えて、学校は令和4年3月 [ ] 日及び同月 [ ] 日にそれぞれ1回目及び2回目の加害児童への聴き取り調査を、同月 [ ] 日ないし同月 [ ] 日に同学年児童へのアンケート調査をそれぞれ行った。この調査は確かに実施され、各児童の回答が集計された資料は存在するが、回答を集計したにとどまっている点が問題点として挙げられる。当該事案に対し、児童の回答をもとにどのような事実があったのかについての検討や議論が為された形跡はなく、当調査委員会も把握できていない。学校は、単に回答を集計したものを調査結果とするのではなく、どこからどこまでが事実であったのかについての見解を示すべきであった。例えば、Aと加害児童との双方に聴き取り調査を行い、双方の回答が一致している点は事実として認定し、双方の回答が不一致であった点に対しては目撃した児童や周囲の児童への聴き取り調査及びアンケート調査の回答結果と照合させることで、当該事案に対する事実認定や見解を示し、教員間でも共通認識を形成することができるだろう。

#### (4) いじめの解消について

前項で述べた学校による事実の判断・認定が行えていないために、いじめの解消に向けた加害児童への指導、保護者への説明なども実施すること自体が不可能であったことが推察される。当事案の発生時期は2月から3月であり、卒業が間近で時間に限りがあったことは理解

できる。しかし、だからといって当該いじめ問題の重大事態の解決・解消を有耶無耶にしてよい理由にはならない。学校はアンケート調査や聴き取り調査によって得られた回答を「集計」するだけではなく、どこからどこまでが事実であったのかについて見解を示し、教員間での共通理解や加害児童への指導、保護者への説明や被害児童とその保護者への支援に有効活用することもできたはずである。

## 2 教育委員会への提言

### (1) いじめの早期発見のための取組について

本事案では、学校においていじめの認知が遅れてしまったところ、学校におけるいじめの早期発見を可能にするために、いじめの認知力向上、早期発見・未然防止等の取組等といったいじめ問題に関する教職員を対象にした研修等の実施をさらに充実して行うべきである。また、管理職等を対象に、いじめ問題に対する実践的な指導力を高めていくように、いじめ防止のための校内体制の構築やいじめが認知された場合の対応等の研修も更に充実し、実効性の高いいじめ防止の取組を深化させる必要があると考えられる。

学校より毎年報告を受けている『いじめの実態調査』について、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ認知件数」が少ない学校に対して積極的にカウントを上げるよう指導するべきである。教育委員会は学校と協働しながら、早期発見に向けて積極的にいじめを認知し、解消に向けて学校・教職員に対し働きかけるべきであった。

### (2) 教育相談室のあり方

AとAの保護者は教育委員会の管轄である教育相談室にクラスでのトラブルを電話相談及び来室による面談で複数回訴えている。相談内容から、複数の教育相談員はAが継続していじめを訴えてきたことを認知している。教育相談室ではAや保護者の相談を親身になり寄り

添った形で傾聴していた事実が「教育相談日誌」からうかがえる。しかし、いじめが疑われるような重大な事案に対しては教育相談室のみに収めるべきではない。いじめの早期発見に至らなかつた理由として2点挙げられる。

#### ① 教育委員会内での連携不足

電話相談及び来室による面談でのやり取りが記載されている「教育相談日誌」は教育委員会内で毎日回覧されている。しかし、受付としての機能のみで詳しい内容は共有されていない。重大な内容や解決に向けて学校の協力が必要な内容に関して教育委員会内ではまずは協議する必要があるのではないか。

#### ② 教育委員会と学校との連携不足

教育相談室から回覧されている相談内容によっては、教育委員会は早期解決に向けて学校に働きかけることも必要である。教育委員会だけの孤軍奮闘はせず、直ちに学校と情報共有する必要があった。その際、たとえ保護者から学校への情報提供を一度拒否されたとしても、教育相談室側からいじめやトラブルの解消を直接担う学校に対して、情報を共有することの重要性を児童生徒や保護者へ伝え説得すべきである。これが問題解決的教育相談の姿である。

今後、教育相談室の相談姿勢として、受容的な態度と共感的な理解が大切となることは基本である。それに加えて問題解決的教育相談を提供できることを期待している。

#### (3) いじめの発生防止のための対処

いじめ防止基本方針では、学校においてはいじめ防止等のための取組状況（定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、校内研修等）を学校評価の評価項目に位置付けることが規定されている。そのため、教育委員会は、学校に対し、学校が策定したいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状

況を評価しているかどうかを再確認し、これらについて不十分な学校に対しては、指導・助言を行うべきである。また、教育委員会は、教職員に対し、教員評価においても、いじめが発生した際の適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを周知すべきであると考える。また、教育委員会は、学校が、いじめに対する取組強化のため、毎年度、学校の教職員一人一人が、確実に自校が策定したいじめ防止基本方針の内容について理解しているか、また、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に全児童生徒、全保護者、関係機関等に説明しているかを常に確認すべきである。学校が策定したいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や、より実効性の高い取組を実施するため、学校のいじめ防止対策委員会を中心に点検し、授業参観や保護者懇談、学校運営協議会等において意見聴取を行うなど、学校のいじめ防止基本方針の策定・見直しに関わる仕組みづくりを推進していただきたい。また、教育委員会は学校に対し、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行い、見直しを図るという、いじめ防止基本方針にも示されている P D C A サイクルに基づくいじめ防止のための取組を推進するよう指導・助言を行うべきである。

#### (4) 未然防止の取り組みについて

本件において学校は、児童生徒や保護者に学校いじめ防止基本方針を、入学時にも年度当初にも説明をしていなかったが、こうした説明がどの程度なされているのか、またなされていないのかについて、実態を把握することを市教育委員会には求めたい。学校いじめ防止基本方針は、それを説明することによって、①教職員同士が組織的対応の流れを確認できるという効果、②いじめが起こった時の対応を児童生徒へ周知することによる抑止効果、③いじめが生じた時に児童生徒や保護者がどこに相談すれば良いかがわかるため、早期発見しやすくなる効果などが期待できる。

今後は学校いじめ防止基本方針の説明状況について、市教育委員会は各学校の説明の実施率を把握し、説明が行われている学校では、誰を対象に、どのような形態、内容で行われたのかなども把握に努め、良い取り組みがあれば、それを他の学校でも取り入れることができるようにすることを通して、学校いじめ防止基本方針が、より実効的なものとなるように努めてもらいたい。

## 第6 おわりに

本事案は、Aの4年生次より相当数の欠席が続いていたにもかかわらず、病欠やコロナ感染予防のための出席停止として扱われるなどしたこともあり、学校ではその欠席日数が過少評価され深刻な事態と受け止めることができなかつたものと思われる。

そして、Aの欠席傾向が続いていたことから、学校側はいわばAの欠席に慣れてしまった状態となっていたこともうかがわれた。

しかし、いじめ等のストレスから来る精神的不調によって身体に影響が出ることも少なくないのであり、欠席傾向のある児童についてはうわべだけの欠席理由ではなく、本当の理由は違うところにあるのではないかという欠席理由の背景を慮る視点をもつことが必要である。

また、Aや保護者は、市教育委員会の教育相談において度々いじめを受けていることについて相談していたにもかかわらず、教育委員会内の連携不足、及び教育委員会と学校との連携不足により、学校がその深刻さを認識することができなかつたことがうかがわれる。

いじめの防止のためには、広くいじめを認知することで早期発見し、深刻な事態に至る前に早期に対処をすることが肝要であり、国、鹿児島市、学校のいじめ防止基本方針は、いじめはどこの学校でも起こりうるものとして、積極的に認知し、子どもや保護者に寄り添った組織的な対応を行うことや、そもそもいじめが生じないような未然防止や、早期発見にも努め

ることを定めている。しかし、少なくとも本事案においては十分に実行されておらず、いじめ防止基本方針はまだ多くの教員にとって、十分に理解がされていないのではないかということが危惧される。背景には、学校や市教育委員会の人手不足や教職員の多忙化といった影響もあると思われるが、いじめの未然防止や早期対応、適切な事案対処ができるないと、余計に人手も時間もかかることとなり、悪循環に陥ってしまう。

そのため、ここではあらためて、学校におけるいじめ対応を、担任、及び学校だけで抱え込むのではなく、児童生徒や保護者、地域と共に取り組むことを求めたい。具体的には、そのいじめ対応が記載されている学校いじめ防止基本方針を、教職員で毎年度の早い時期にしっかりと共有し、それを児童生徒や保護者、地域にも説明して実践し、その実践を検証して、児童生徒や保護者、地域とともに改善していくことが必要と思われ、自治体や国にもこれを支援してもらいたい。

鹿児島市のいじめ防止対策が、より実効的なものとなることを通して、子どもたちの間に適切な関わりが増えて、不適切な関わりであるいじめが生じにくくなること、またいじめが生じたとしてもその適切な認知をきっかけに、学校や家庭、地域の大人が過不足なく関わることで、その体験が成長の妨げではなく、成長に役立つものへと昇華していくことを、調査委員会一同、心より願っている。

**【調査委員会 委員名簿】**

	役 職	氏 名	所 属
委員長	学識経験者	吉村 隆之	鹿児島大学
副委員長	弁護士	小豆野 貴昭	鹿児島県弁護士会
委 員	医 師	生駒 季隆	鹿児島市医師会
委 員	警察官O B	田島 義郎	鹿児島県警友会連合会
委 員	学識経験者	益満 孝一	鹿児島純心女子短期大学
委 員	臨床心理士	松元 理恵子	鹿児島県臨床心理士会
臨時委員	弁護士	山口 大観	鹿児島県弁護士会
臨時委員	社会福祉士	井手迫 奈央	鹿児島県社会福祉士会
臨時委員	学識経験者	高瀬 和也	鹿児島大学

**【調査審議の日程】**

回	開催日	内 容
1	令和4年 6月 7日	調査委員会
2	同 年 6月 14日	調査委員会
3	同 年 6月 21日	調査委員会
4	同 年 7月 5日	調査委員会
5	同 年 7月 12日	調査委員会
6	同 年 8月 30日	調査委員会
7	同 年 9月 6日	調査委員会
8	同 年 9月 23日	調査委員会
9	同 年 9月 26日	聴き取り調査
10	同 年 9月 27日	調査委員会
11	同 年 10月 21日	調査委員会
12	同 年 11月 1日	聴き取り調査

13	同年11月 8日	聴き取り調査
14	同年11月 12日	聴き取り調査
15	同年11月 15日	聴き取り調査
16	同年11月 16日	聴き取り調査
17	同年11月 17日	聴き取り調査
18	同年11月 23日	聴き取り調査
19	同年11月 27日	聴き取り調査
20	同年11月 29日	聴き取り調査
21	同年11月 30日	聴き取り調査
22	同年12月 6日	聴き取り調査
23	同年12月 7日	聴き取り調査
24	同年12月 15日	聴き取り調査
25	同年12月 22日	調査委員会
26	同年12月 28日	調査委員会
27	令和5年 1月 4日	調査委員会
28	同年 1月 7日	調査委員会
29	同年 1月 8日	調査委員会
30	同年 1月 9日	調査委員会
31	同年 1月 13日	調査委員会
32	同年 1月 24日	調査委員会
33	同年 1月 30日	調査委員会
34	同年 1月 31日	調査委員会
35	同年 2月 7日	調査委員会
36	同年 2月 16日	調査委員会
37	同年 3月 3日	調査委員会
38	同年 3月 7日	調査委員会
39	同年 3月 14日	調査委員会

4 0	同 年 3月 18 日	調査委員会
4 1	同 年 3月 28 日	調査委員会
4 2	同 年 3月 29 日	調査委員会
4 3	同 年 4月 5 日	調査委員会
4 4	同 年 5月 8 日	調査委員会

### 【関係資料】

- ・ 学校基本調査（作成名義 学校）
- ・ 児童生徒事故報告書（令和4年3月10日付、作成名義 学校）
- ・ 自殺未遂について報告（第一報）（令和4年2月22日付、作成名義 青少年課）
- ・ 児童Aに関する報告（作成名義 学校）
- ・ 第1教頭入電（作成名義 青少年課）
- ・ 1学期 [REDACTED] (作成者 A)
- ・ 2学期 [REDACTED] (作成者 A)
- ・ A出欠状況（3月8日まで）（作成名義 学校）
- ・ いじめに関する調査の実施について（依頼）（令和4年3月22日付、作成名義 学校）
- ・ いじめアンケート回答票（作成名義 学校）
- ・ いじめの重大事態に係るアンケート結果集約（作成名義 青少年課）
- ・ 全職員への聞き取り結果（作成名義 学校）
- ・ 児童への聞き取り内容（一回目）（令和4年3月4日付、作成名義 学校）
- ・ 女児聴き取り（作成名義 学校）
- ・ 男児聴き取り（作成名義 学校）
- ・ 教育相談日誌（作成名義 青少年課）
- ・ スクールカウンセラーによる面談内容（作成名義 青少年課）

- ・ 申入書（作成者 A 親権者法定代理人の代理人弁護士）
- ・ 弁護士への相談内容（作成名義 青少年課）
- ・ 6年生へのアンケートについての弁護士の回答（作成名義 青少年課）
- ・ 弁護士への相談内容 2（作成名義 青少年課）
- ・ 令和3年度卒業生名簿（令和4年1月20日付、作成名義 学校）
- ・ 校務分掌組織表（作成名義 学校）
- ・ 令和3年度教室配置図（作成名義 学校）
- ・ 生徒指導の全体構造（作成名義 学校）
- ・ 生徒指導（作成名義 学校）
- ・ いじめ防止の基本方針（作成名義 学校）
- ・ いじめ防止基本方針について（作成名義 学校）
- ・ 学級編成資料（3年～6年）（作成名義 学校）
- ・ 学級編成配慮児童（人間関係）令和2年度記入（作成名義 学校）
- ・ 第44回入学式中学校名簿（作成名義 A進学先の中学校）
- ・ 出欠状況 個人一覧（令和2年度）（データ出力：令和4年7月8日付、作成名義 学校）
- ・ 出欠状況 個人一覧（令和3年度）（データ出力：令和4年7月8日付、作成名義 学校）
- ・ 来室記録 個人一覧（令和3年度）（データ出力：令和4年7月8日付、作成名義 学校）
- ・ 相談票（令和元年10月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和元年10月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和2年1月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和2年2月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和2年4月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和2年5月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）
- ・ 相談票（令和3年12月 [ ] 日付、作成名義 青少年課）

- ・相談票（令和3年12月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和4年2月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和4年2月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和4年3月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和4年4月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和4年5月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・相談票（令和2年4月 [REDACTED] 日付、作成名義 青少年課）
- ・面談記録 A（令和4年9月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 A母（令和4年9月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 A父（令和4年9月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 第2教頭（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 養護教諭1（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 児童1（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 養護教諭2（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 6年次担任（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 第1教頭（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 5年次担任（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 前教頭（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 児童2（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・面談記録 4年次担任（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）

- ・ 面談記録 児童3（令和4年11月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 面談記録 前々教頭（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 面談記録 3年次担任（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 面談記録 A（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 面談記録 A母（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 面談記録 A父（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 調査委員会）
- ・ 回答書 児童4（令和4年12月 [REDACTED] 日付、作成者 児童4）